

第7期介護保険事業計画の「取組と目標」にかかる中間評価の中間報告（隠岐広域連合）

(1)取組と目標				(2)自己評価		
テーマ	第7期における具体的な取組	目標(事業内容・指標等)	計画における参照箇所	実施内容	自己評価結果	課題と対応策
(1)介護支援専門員(ケアマネジャー)の人材育成支援・資質の向上	①隠岐広域連合と隠岐4町村の連携 ②研修会の実施	①地域包括支援センターによる定期的な連絡会及びケース検討会 ②研修会(年1回程度)	第11章 2. 介護サービスの質の向上 103ページ	①隠岐の島町ケアマネ連絡会にてケアプラン検討会を実施 平成30年度:年2回実施 令和元年度:9/30、1月実施予定  ②給付適正化研修会(隠岐圏域全事業所対象) H30年度:年1回実施 「アセスメントから援助計画へ」 令和元年度:11月2日実施予定 「家族理解」	自己評価:【A】 計画通りの検討会、研修会を実施予定。	給付適正化研修会の実施を継続していく。
(2)地域密着型サービス事業者の質の向上	①計画的な実地指導及び集団指導の実施 ②事業所連絡会への参加及び研修会の実施	①実地指導(H30:6回, R1:4回) 集団指導(毎年3月予定) ②事業所連絡会(要請に応じて) 研修会(年1回程度)	第11章 2. 介護サービスの質の向上 104ページ	① 実地指導 平成30年度:6事業所実施 令和元年度:2事業所実施 集団指導 平成30年度:平成31年3月25日実施 令和元年度:令和2年3月実施予定 ② 事業所連絡会 平成30年度:要請なしのため未参加 令和元年度:要請により出席 研修会 平成30年度:平成30年12月9日実施 「小規模多機能型居宅介護事業研修会」 令和元年度:地域密着型通所介護事業研修会を実施予定(時期は未定)	自己評価:【A】 実地指導及び研修会は概ね計画通りに実施出来ている。 事業所においては、指導時の大きな法令違反等は見受けられず、これまで継続して行ってきた実地指導及び集団指導の成果が表れている。また、事前資料等の提出を求める際に、既存資料を活用したため、提出書類の削減につながった。	【課題】 実地指導では大きな法令違反は見受けられなかったが、各種加算の算定要件については、誤った認識で算定していた事例が数件確認された。 【対応策】 取得要件が複雑な加算などは、集団指導や実地指導を通じて周知していく。

(1)取組と目標				(2)自己評価		
テーマ	第7期における具体的な取組	目標(事業内容・指標等)	計画における参照箇所	実施内容	自己評価結果	課題と対応策
(3)人材確保対策事業	<p>①隠岐圏域福祉事業所を一元化した求人広告及び就業相談窓口の設置</p> <p>②ジョブフェア等の企画立案</p> <p>③介護福祉士養成校訪問</p> <p>④中高生との意見交換及び介護の魅力発信</p> <p>⑤ホームページの改修及びSNSの活用</p> <p>⑥就業希望者への事業所紹介</p> <p>⑦各種研修(介護福祉士実務者研修・初任者研修・喀痰吸引研修・入門研修・指導者養成研修)の隠岐圏域での実施</p>	<p>①無料職業紹介事業所の届出後、窓口を開設し、求人・求職情報の受付及び定期的な発信をする。</p> <p>②他団体が開催するジョブフェアに参加。次年度以降に向けて独自企画を検討する。</p> <p>③県内養成校等の訪問を実施する。</p> <p>④高校生へのガイダンスを実施する。</p> <p>⑤隠岐広域連合ホームページに介護人材確保対策事業を追加する。</p> <p>⑥隠岐圏域の介護事業所紹介一覧を作成する。</p> <p>⑦介護福祉士実務者研修、指導者養成研修、入門的研修等を実施する。</p>	令和元年度新規事業	<p>①R1.6.1付で無料職業紹介事業所の届出をし、隠岐広域連合介護保険課に窓口を設置した。求人票などを作成中。</p> <p>②9月6日、7日に島根県福祉人材センター主催の「就職・転職フェア」に参加した。相談者は2名であったが、介護に関するものではなかった。</p> <p>③次年度実施に向け計画中。</p> <p>④隠岐高校生徒への「福祉と保育のガイダンス」を実施。(県社協・隠岐の島町社協と合同)：参加者5名</p> <p>⑤今年度は隠岐広域連合ホームページに人材確保対策事業の専用ページを設け、事業の紹介や介護事業所の紹介を掲載予定。現在、willさんいん(ウェブ関連会社)と協議中。</p> <p>⑥島根県福祉人材センターの運営するサイト「介護のお仕事とひろば」への登録が必要で、介護事業所に登録をお願いしている。</p> <p>⑦島根総合福祉専門学校と平成30年度に事業協定を締結。 ・実務者研修…R1.7月から実施中。(17名の応募あり) ・実務者教員養成研修…現在意向調査を実施しており、12月を目途に開催予定。 ・入門的研修…11月に知夫村、12月から1月にかけて海士町で実施予定。 ※R1.5月に隠岐圏域の介護事業所及び所属職員を対象としたアンケート調査を実施。</p>	<p>自己評価：【A】</p> <p>概ね計画通りだが、求人情報のやり取りや、ホームページの改修については、当初の計画より遅れている。</p> <p>各種研修の実施については、養成校と連携し、概ね計画通りである。今後も隠岐圏域での研修を充実させていくために、事業所、養成校と連携し、計画を進めていく必要がある。</p>	<p>【課題】</p> <p>求人票やホームページの改修など、創意工夫した手法が必要。</p> <p>隠岐圏域での各種研修実施を進める中で、人材が不足する中、費用や日程等に対する事業所や職員の負担を考慮しながら計画をしていく必要がある。</p> <p>【対応策】</p> <p>各種研修については、島根総合福祉専門学校と連携を密にし、効果的な研修計画を立てる。</p> <p>また、事業所や関係機関との連携が非常に重要な事業であるため、事業所訪問や意見交換会等を実施しながら、情報共有を密にし、効果的な事業実施を目指す。</p>
(1)要介護認定の適正化	<p>①認定調査の平準化</p> <p>②一次判定から二次判定の軽重度変更の平準化</p>	<p>①認定調査の点検、指導。(特記事項の点検及び介護の手間に係る記載への指導)</p> <p>調査員研修(必要に応じて)</p> <p>②合議体の再編成(半年に1回)</p> <p>審査会委員研修(必要に応じて)</p>	第11章 3. 介護給付適正化事業の推進 105ページ	<p>①認定調査結果についての点検を行い、必要に応じて調査員への聞き取りを行った。また、調査員現任研修を10月に行う予定であったが、台風の影響で延期したため、再調整が必要。</p> <p>②合議体の再編成は4月・10月に実施。審査会委員研修は、新任研修を4月に実施した。</p>	<p>自己評価：【A】</p> <p>概ね計画通りに実施できている。</p>	<p>①調査員現任研修については、再度日程調整を行い開催につなげていく。</p> <p>②合議体の再編成については、今後も半年に1回とし、審査会委員研修についても必要に応じて行っていく。</p>

(1)取組と目標				(2)自己評価		
テーマ	第7期における具体的な取組	目標(事業内容・指標等)	計画における参照箇所	実施内容	自己評価結果	課題と対応策
(2)ケアプラン点検の実施	①隠岐地域介護支援専門員協会と連携し、主任介護支援専門員の育成のための学習会を実施。 ②実地指導を中心としたケアプラン点検の実施と必要に応じ、事業所のケアプラン検討会、連絡会に参加する。	①主任介護支援専門員の育成のための学習会を開催(年4回程度)。 ②主任介護支援専門員が在籍する居宅介護支援事業所(4ヶ所)へのケアプラン点検の実施。	第11章 3. 介護給付適正化事業の推進 106ページ	①外部講師を招き、主任介護支援専門員及び居宅介護支援事業所の介護支援専門員を対象とした、グループワーク研修会を実施 (平成30年度:2回、令和元年度9/28) ②ケアプラン点検を実施。令和元年度より隠岐地区介護支援専門員協会へ点検業務を委託した。 【点検数】 平成30年度:198件 令和元年度:30件(9月末時点) 65件(点検予定数)	自己評価:【A】 概ね計画通りに実施できている。	ケアプラン点検については、隠岐地区介護支援専門員協会と連携し、業務委託を継続しながら、計画的に実施していく。
(3)住宅改修・福祉用具等に関する審査の適正化	①住宅改修については、利用者の状態及び住環境からその必要性・妥当性等を、又施工後は事前申請と相違のない事を点検及び審査。 ②福祉用具購入・貸与については、必要性や貸与要件に合致しているかを点検及び審査。	①住宅改修については、提出書類や写真等で現状が確認できない場合には訪問調査を行う。 ②福祉用具購入・貸与については、提出書類において不明瞭な場合には、担当ケアマネに再度必要性や貸与条件等の確認を行う。	第11章 3. 介護給付適正化事業の推進 107ページ	①住宅改修については、必要に応じて電話確認及び、現地確認を行った。また、適切な支給が行われるよう、関係事業所へ制度理解の周知を行った。 【現地確認】 ・平成30年度3回、令和元年度1回 ②福祉用具購入・貸与については、必要性や貸与要件に合致しているか等確認を入念に行い適正な支給につなげた。	自己評価:【A】 概ね計画通りに実施できている。	住宅改修及び福祉用具購入・貸与について、適正な支給につながるよう、必要に応じた電話確認や現地確認、制度理解の周知を継続していく。
(4)縦覧点検・医療情報との突合	①島根県国民健康保険団体連合会へ委託し、突合結果の検証やその他帳票の活用を行う。	①帳票活用のための研修会参加及び訪問指導等による国保連との連携。	第11章 3. 介護給付適正化事業の推進 108ページ	①国保連による研修 平成30年度:9月訪問指導研修済 令和元年度:研修会未定 帳票については、ケアプラン点検及び実地指導前の参考として、活用できた。	自己評価:【A】 ①必要に応じた帳票の活用はできた。	国保連への委託を継続し、帳票についても、実地指導前の参考資料等、必要に応じた活用を継続していく。
(5)介護給付費通知	①サービスの利用と提供を普及啓発するとともに、適正な請求に向けた抑制効果をあげる。	「介護給付費通知」に説明文書を同封し通知していく。(年2回)	第11章 3. 介護給付適正化事業の推進 108ページ	介護給付費通知書に説明文書を同封し通知した。 平成30年度:9月、12月 令和元年度:7月、12月(予定)	自己評価:【A】 計画通り実施予定。	今後も継続して年間2回発送する。

【評価の基準】

- A・・・概ね事業計画通りの事業が達成出来そうである。
- B・・・一部事業計画通りの事業が達成出来そうもない。
- C・・・ほとんど事業計画通りの事業が達成出来そうもない。